

【別紙】

職務内容書

【公募ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

一般社団法人日本乳業協会の常務理事（1名）を募集します。

弊会は、乳業事業の改善並びに牛乳及び乳製品の衛生及び品質の向上を図ることにより、わが国酪農乳業の健全な発展及び国民の公衆衛生の向上に資することを目的としています。

協会事業全般の円滑な推進に尽力するとともに、業務執行理事として理事会決議に基づき、担当業務を計画し、着実に実行・管理できる人材を求めています。

1. 団体名：一般社団法人日本乳業協会（以下「協会」）

1) 協会概要

当協会は、2000年3月1日、当時の厚生大臣、農林水産大臣の許可を得て社団法人日本乳業協会として設立されました。その後、公益法人等認定委員会より移行認可をいただき、2011年4月1日に一般社団法人へ移行しました。

2) 目的

乳業事業の改善並びに牛乳及び乳製品の衛生及び品質の向上を図ることにより、わが国酪農乳業の健全な発展及び国民の公衆衛生の向上に資することを目的としています。

3) 主たる事業内容

当協会はその目的を達成するため、日本全国にて次の事業を行います。

- (1) 乳業事業の改善及び合理化の推進に関する事業
- (2) 牛乳及び乳製品の衛生及び品質の向上に関する事業
- (3) 牛乳及び乳製品の生産技術の改善に関する事業
- (4) 牛乳及び乳製品に関する知識の普及及び消費の拡大に関する事業
- (5) 乳業、牛乳及び乳製品に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業
- (6) 乳業事業の環境対策に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

4) 事務局組織

- (1) 企画・広報部、生産技術部、環境部、総務部の4部署

2. 募集ポスト・人員

- 1) 企画・広報担当の常務理事（常勤） 1名
1の3)の(1)(4)(5)の事業及び農林水産省との調整等
- 2) 生産技術担当の常務理事（常勤） 1名
1の3)の(2)(3)の事業及び厚生労働省との調整等

3. 任期

2026年5月開催の定時社員総会から2028年5月開催予定の定時社員総会開始日まで

4. 職務内容

当協会の定款に基づき、理事会を構成し、その決議により協会の業務を分担執行し、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔にて2回以上、職務の執行状況を理事会に報告する、具体的には1の3)に掲げる主たる事業の推進・管理、及び関係省庁、関係団体等との折衝・協議・調整、会員支援等の業務を行います。

5. 必要な資格・経験等

- 1) 原則として任期満了時点で65歳未満であること。
- 2) 4の職務内容を的確に遂行できる十分な能力を有し、業務内容を実施・遂行していくに当たって強い意欲が認められること。

具体的には以下の通り。

- (1) 酪農・乳業に関する幅広く多様な知識・経験を有し、乳・乳製品事業に関する理解力を有すること。
- (2) 民間法人、国または地方公共団体組織等の管理経験を有し、リーダーとして組織マネジメント能力を有すること。
- (3) 在任中は、周囲の誤解を招くような関係者との接触を慎むことのできる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (4) 常勤であることから、勤務場所に通常の交通手段により通勤可能なところに居住することができる者。

6. 勤務条件

- 1) 勤務形態：常勤
- 2) 勤務地：東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館4階
- 3) 勤務時間：9：00～17：30（月～金）
- 4) 年俸：1,250万円（税込、通勤手当別）

5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、MIL-AI 企業年金基金、健康診断（年 1 回）

6) その他：給与等の条件は変わることがあります。

7. 欠格事項等

1) 欠格事項

(1) 一般社団法人法、暴力団対策法、刑法、暴力法、国税と地方税に関する法律に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

(3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。

2) 役員 の 解任

役員は社員総会の決議により解任することができる。

以上